

新たに2社を「くるみん」認定！

－ 「くるみん」認定企業 62社は四国で最多 －

徳島労働局（局長 日根 直樹）は、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（通称：「くるみん認定」）企業として、社会福祉法人 徳島県社会福祉事業団（徳島市）、医療法人 栄寿会（徳島市）の2社を新たに認定しました。令和2年11月26日、徳島労働局において、認定書交付式を行いました。

社会福祉法人 徳島県社会福祉事業団（徳島市）（業種：社会福祉事業）

☆取組の概要☆

- 行動計画期間
平成27年4月1日～令和2年3月31日
- 行動計画の目標→取組結果
【目標①】 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知。
→ ・H30年1月、男性職員の育児休業の事務手続きについて事務担当者へ周知。
・H29年7月以降、育休給付金の手続きについて該当者へ周知。
・R1年12月、育児・介護休業等に関する規則を改正し、職員へ周知。
【目標②】 所定外労働の削減のための措置の実施。
→ 所定外労働の削減のため、次の措置を講じた。
・H27年4月、ライフワークバランスを推進する職場づくりを目指した取組として、業務の標準化や簡素化を図ること、勤務時間を終えて不必要な残業をしないこと、及び残業するときは文書による上司への事前申請等によることを全職員へ周知。
・H30年3月の請求システム等導入、R1年10月の人事管理システム導入により業務の効率化を図った。
- その他主な特例認定基準達成状況
 - 男性の育児休業取得状況（認定基準5）
計画期間において、男性職員のうち育児休業等を取得した者の割合が33%である。（男性職員4名が1～2か月間取得）
 - 女性の育児休業取得状況（認定基準6）
計画期間において、女性職員の育児休業等取得率が100%である。
 - 小学校就学前の子を育てる労働者のための措置（認定基準7）
小学校就学前までの子を養育する職員が利用できる育児短時間勤務、勤務時間の繰り上げ・繰り下げ、育児に要する経費援助等の制度を講じている。
 - 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備（認定基準9）
・所定外労働の削減のための措置
H27年4月、ライフワークバランスを推進する職場づくりを目指した取組として、業務の標準化や簡素化を図ること、勤務時間を終えて不必要な残業をしないこと、また、残業するときは文書による上司への事前申請等によることを全職員へ周知した。



写真：令和2年11月26日、認定書交付式にて。
小谷理事長（左）と日根局長。

医療法人 栄寿会（徳島市）（業種：医療・介護）

☆取組の概要☆

- 行動計画期間
平成28年4月1日～令和2年3月31日
- 行動計画の目標→取組結果
【目標①】 産前産後休業や育児休業にかかわる給付や復職後の制度等の相談窓口を設定する。
→ 相談窓口を設定し、各職場連絡会又はイントラネットを通じて全職員に周知した。
【目標②】 育児休業後の復職がしやすい環境整備するため保育サービス利用時の費用助成制度の周知。
→ 育児に関する助成金制度について、各職場に通知文書の配付又はイントラネットで全職員に周知した。
【目標③】 男性の育児休業を促すための周知を行う。
→ 男性の育児休業取得促進について、各職場連絡会又はイントラネットを通じて全職員に周知した。
- その他主な特例認定基準達成状況
 - 男性の育児休業取得状況（認定基準5）
計画期間において、男性職員のうち育児休業を取得した者の割合が25%である。（育児休業を取得した男性職員は3人）
 - 女性の育児休業取得状況（認定基準6）
計画期間において、女性職員の育児休業等取得率が100%である。
 - 小学校就学前の子を育てる労働者のための措置（認定基準7）
小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が利用できる育児短時間勤務、所定外労働の免除、育児に要する経費の援助措置等の制度を講じている。
 - 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備（認定基準9）
・所定外労働の削減のための措置
令和2年3月1日よりノー残業デーを毎月第2・第4水曜日とし、職場連絡会、職員掲示板での周知を図ることとした。（令和2年2月3日目標設定済）



写真：令和2年11月26日、認定書交付式にて。
福本理事長（左）と日根局長。